

町民の声への回答

【タイトル】 小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について

(町民の声回答)

ご加入の保険者で保険給付の対象になったものについては、医療費助成の対象になります。保険者での手続きが完了後、以下のとおり申請してください。

【対象年齢】

9歳未満の小児

【申請の流れ】

- ① ご加入の保険者に保険負担分の療養費の請求手続きをしてください。
※あらかじめ、領収書、医師の治療用眼鏡作成指示書のコピーをとっておいてください。
申請に必要なものは保険者にお問い合わせください。
- ② 保険者から療養費の「支給決定通知書等」を受け取ってください。(支給決定通知書には決定金額とともに診療年月、受診した方の氏名等が記載されているもの)
- ③ 申請に必要なものを持参し、町民課または各庁舎住民課の窓口で申請してください。

特別医療費の申請に必要なもの

- ・ 保険者から交付された療養費等支給決定通知書
- ・ 治療用眼鏡の領収書のコピー (対象者・品名・数量・単価の分かるもの)
- ・ 治療用眼鏡等作成指示書 (医師の証明書) のコピー
- ・ 印鑑 (朱肉を使用するもの)
- ・ 保険証 (本人のもの)
- ・ 特別医療費受給者証
- ・ 申請者の通帳

※治療用眼鏡・装具等療養費の自己負担分の支給金額は、保険適用基準の上限額等がありますので、必ずしも支払った全額に対しての2割から3割が支払われるわけではありません。